

県立精神医療センター移転計画白紙撤回の意見具申をするべきである

弁護士 草場 裕之

1 当事者を政策決定過程に参加させていない移転計画は条約・法律等に反する

障害者の権利に関する条約、及び、障害者基本法は、「障害者や関係団体が政策決定過程に参加し、国や自治体は障害者等の意見を尊重すべき」（私たちのことを私たち抜きに決めないで）ことを基本原理としている。

障害者権利条約の実施に関する国の障害者基本計画（障害者基本法11条）の10頁には「障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参画する主体として捉え」、「障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画することとし、障害者の意見を施策に反映させることが求められる。」と述べられている。

みやぎ障害者プラン（平成30年3月）は、その作成過程において関係団体からヒアリングしており、村井知事も「関係団体等と連携しながら、障害福祉施策の一層の推進に努めてまいります」と述べている。

障害者・家族の意見を聴くなどして政策決定過程に参加させることなく、県立精神医療センターの移転計画を決定したのは、条約や法律、またそれに基づき国や宮城県が定めた基本計画に違反している。

2 諮問することなく決定された移転計画は当審議会の存在意義を否定するもの

当審議会は、地方自治法（138条の3第4項）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（9条）に基づき、宮城県精神福祉審議会条例によって設置された「附属機関」である。「附属機関」は、知事の権限濫用の弊害を防ぐための住民参加の制度として地方自治法が導入したものである。加えて、条約等の基本原理や前記の障害者基本法にのっとり、審議会の構成委員は、精神障害者・家族、精神科医師、その他精神福祉に関わる施設や団体の代表が委員として選任されており（仙台家庭裁判所所長と仙台弁護士会推薦委員を除く）、障害者の政策決定過程への参加を保障する者が選任されている。

したがって、県立精神医療センターの移転計画については、当審議会に対して知事からの諮問がなされ、これに対する当審議会の答申がなされるべきであった。しかるに、諮問がなされないまま移転計画が決定されており、当審議会の存在意義を失わせるものであり、手続的瑕疵が存在すると言わざるを得ず、誠に遺憾である。

3 移転計画の白紙撤回の意見具申をするべきである

前回の審議会において発言した殆どの委員が強い懸念を表明した（1名の委員だけが、老朽化対策を理由に移転案に賛成意見を述べたにとどまる）。

当審議会に負託された重大な職責に照らし、精神障害者の治療と生活を支えてきた医療と福祉の連携体制を破壊する恐れが極めて強い県立精神医療センター移転計画については、白紙撤回し、あらためて原点に立ち戻って、精神障害者に対する医療的福祉的施策を検討するように意見具申（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律9条2項）すべきであると考えます。

以上

当審議会設置の法的な根拠、及び、職責等(資料)

弁護士 草場 裕之

憲法第 92 条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

地方自治法138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

* 附属機関：地方自治法が「附属機関の制度を導入したのは、長への権限の集中を防止し、かつ、それらが特定の者をその構成員（学識経験者、専門技術者、各階層医の代表者など）とするとはいえ、住民の行政への参加を保障せんとするためであった。」しかし、「行政当局の原案をほとんどそのままのみにするか、あるいはせいぜい若干の理論的粉飾をこらすものにとどまってきた。このような現状を打破し、かつ、行政の科学化をはかるためには、それらの構成員及び運営の民主化が必要不可欠であろう」《コンメンタール地方自治法320頁から321頁》

* 審議会：「審議会とは、右の「諮問」（特定の事項について附属機関の意見を求めること）に応じて、その問題について論議をしてその意見を答申することを職務とする附属機関」《コンメンタール地方自治法324》

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

（この法律の目的）第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。（国及び地方公共団体の義務）

第2条 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

第9条

1 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる

る。

3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

障害者の権利に関する条約(日本は2014年1月20日に批准)

第4条第3項

締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。（「Nothing About Us Without Us（私たちのことを私たち抜きに決めないで）」

障害者基本法

第10条第2項

国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

宮城県精神福祉審議会条例

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第9条第1項の規定に基づき、宮城県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条

1 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し優れた識見を有する者、関係行政機関及び県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

*委員会名簿から明らかなどおり、当委員会の委員は、仙台家庭裁判所所長と仙台弁護士会推薦の委員をのぞけば、全て精神科医師及び障害者当事者・家族、障害者施設関係者である。

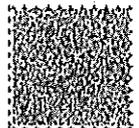
障害者基本計画(第5次)

令和5年3月

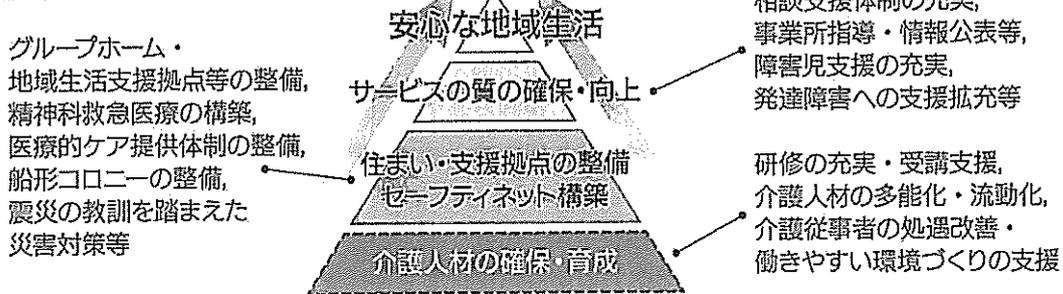
みやぎ 障害者プラン



平成30年3月
宮 城 県



【施策の方向・主な推進施策】



主な推進施策

(1) 介護人材の確保・育成

- ◆ 障害福祉分野における介護人材の確保・育成のため、職種や従事年数等に即した各種研修事業の充実を図るとともに、多様なケアに対応できる人材の育成を通じた介護人材の流動化、研修受講の促進に向けた支援を行います。また、福祉系大学や専門学校の学生の障害福祉分野への就職を促進するため、在学中に障害福祉関係施設で現場体験ができるような環境の整備に努めます。
- ◆ 国の制度を活用しながら、介護従事者の処遇改善に取り組むほか、障害福祉事業者と異業種との交流等による介護負担の軽減に向けた取組など、働きやすい介護現場の環境整備を支援し、介護人材の職場定着を図ります。

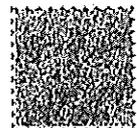
(2) 住まい・支援拠点の整備等

① 地域生活への移行の推進

- ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、障害のある人の地域生活の場であるグループホームや、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、施設入所者や精神科病院の入院患者等の退所・退院に向けた個別支援、地域の受入体制の調整等を行う相談支援体制の充実を図り、地域生活への移行を推進します。
- ◆ 特に、精神障害のある人の地域生活への移行を進めるため、精神障害に関する正しい知識の普及啓発を図るほか、民間精神科病院や関係機関の協力を得ながら、24時間、365日の精神科救急患者の受入が可能な精神科救急医療システムの充実を図ります。

② 医療的ケア提供体制の整備

- ◆ 人工呼吸器の管理や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害のある人が安心して在宅で生活できるための支援として、介護職員等の特定行為の研修受講、療養介護事業所の待機者解消に向けた取組を促進するほか、医療的ケアに対応した訪問系・日中活動系サービス事業所や医療型短期入所事業所の拡充など、医療的ケアの提供体制の整備を推進します。



① プラン策定の過程

このプランは、障害者基本法第11条第5項及び第36条第1項の規定に基づき、県の障害福祉施策に関する審議会である「宮城県障害者施策推進協議会」の審議を経て、県民意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた県民の皆様の声や、障害福祉関係団体等からの御意見を踏まえながら策定いたしました。

なお、障害者総合支援法第89条及び平成30年4月1日施行の児童福祉法第33条の22に基づき県が定める障害福祉計画についても、プランと併せ策定いたしました。

平成28年 10月26日	平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について
平成29年 1～2月	平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施
” 2月14日	平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策について
” 6月5日	平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策・各論（素案）について
” 10月10日	平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの中間案及び宮城県障害福祉計画の策定について
” 11月14日	平成29年度第3回宮城県障害者施策推進協議会 ・宮城県障害福祉計画の中間案について
” 12月12日	宮城県議会保健福祉委員会での報告 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
” 12月18日	パブリックコメント（1月17日まで） ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
平成29年 12月 ～平成30年 2月	個別訪問による主な関係団体等（26団体等）への説明 （79ページのとおり）
” 2月13日	平成29年度第2回宮城県障害者自立支援協議会 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
” 2月16日	平成29年度第4回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
” 3月14日 ～15日	宮城県議会保健福祉委員会での報告
” 3月	みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画策定・公表

